

令和6年第3回定例会

土木企業立地推進委員会資料

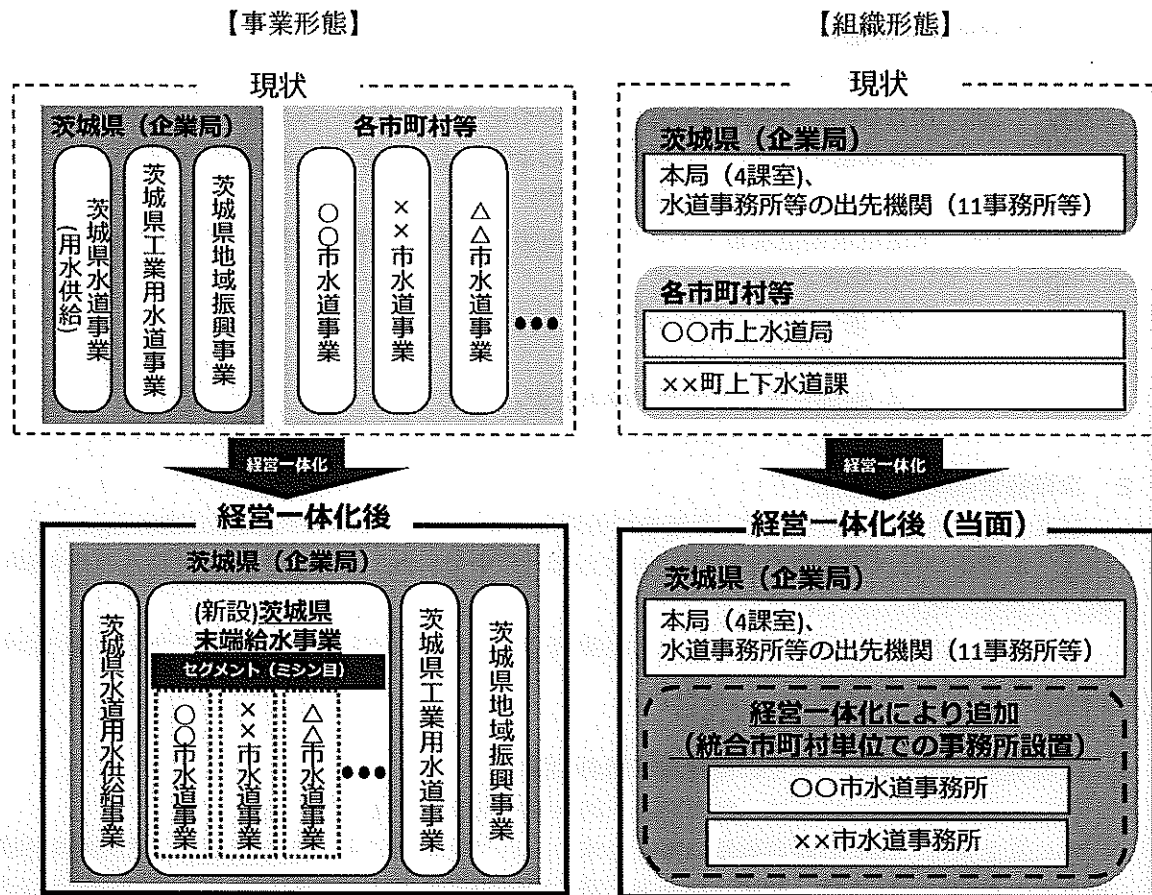
- | | | | |
|---|-------------------------------------|-----|---|
| 1 | 企業局における水道事業の広域化の検討状況について | ... | 2 |
| 2 | 企業局経営戦略について | ... | 4 |
| 3 | 工業用水受水企業からの債務不在確認請求に係る
訴えの提起について | ... | 5 |
| 4 | 企業局の水道用水における PFAS の検査状況について | ... | 6 |

令和6年9月19日

企業局

項 目	企業局における水道事業の広域化の検討状況について		
1 現況			
急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めており、企業局も水道事業体の1つとして、当該検討の場である「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」に参加している。			
2 水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績			
(1) 令和5年度の開催実績			
	区分	開催日	概要
地域部会	第1回全体会	R5. 10. 23	・ 検討・調整会議の設置 ・ 当面の調整事項等
	県北	11. 30	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	11. 20～29 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 (施設最適配置案の検討等)
地域部会	県北	R6. 2. 16	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	1. 29～2. 2 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 ・ 経営統合に係る基本的な枠組みについて
	第2回全体会	3. 1	・ 経営統合に係る基本的な枠組みについて
	第3回全体会	3. 28	・ 経営統合に当たっての統合先について
(2) 令和6年度の開催実績			
地域部会	県北	5. 30	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	4. 23～26 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 (財政シミュレーション案の検討等)
	第4回全体会	8. 29	・ 検討経過（施設最適化、統合枠組等）について
※上記会議以外に4月10日～5月31日にかけて全市町村（県水を受水していない県北地域除く。）を訪問するとともに、5月27日～31日にかけて意見交換会を開催し、各市町村等と経営統合に係る諸課題について話し合いを行った。			
※6月26日～8月27日にかけて、すべての市町村長等を個別に訪問し、県との経営統合に係る組織、経営、運営等の枠組みについて説明を行った。			
3 経営統合に係る枠組み（案）			
政策企画部では、本県で検討を進める経営統合先を当局と想定して調整を進めるとの方針を示したことから、当局では、経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり検討している。			
項目	検討内容		
事業形態	・ 各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・ 会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理		
組織	・ 当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）		
人員体制	・ 原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管も検討 ・ 地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等		
運営体制	・ 浄水場等の運転管理等を順次集約 ・ 末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。 組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一		
資産	・ 水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承		
投資財政計画	・ 経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成		
下水道事業	・ 下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託		
システム	・ 経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等		

(参考) 市町村水道事業を企業局に経営統合する場合のイメージ図



※経営一体化から、約5年程度をかけて
順次集約化

4 今後の予定について

今年度内の経営統合に係る基本協定締結に向けて、上記3の枠組みについて、経営統合によるスケールメリットの概算効果の試算も含めて、市町村等とさらに詳細な検討・調整を進めていく。

(参考) 広域連携に向けたスケジュール（案）について

	2023 (R5) 年度～	(合意が得られた場合)	
		2024 (R6) 年度末	協定締結後3年程度
スケジュール（案）	検討・調整会議 （詳細な検討）	基本協定締結	法定協議会 経営統合 （経営の一体化）
取組内容等	・詳細なシミュレーション等の実施	・経営統合（経営の一体化）の方針に合意	・経営統合（経営の一体化）に向けた最終調整 ・必要な計画の策定

項 目	企業局経営戦略について																																								
1 企業局経営戦略の概要																																									
(1)策 定：2015年4月（改定：2018年3月）																																									
(2)目 的：中長期的な視点から、経営環境の変化や各種課題への適切な対応、経営の効率化、経営基盤の強化による持続可能な事業推進を図ることを目的とする。																																									
(3)計画期間：2015年4月～2025年3月（10年間）																																									
(4)主な内容：水道用水供給事業・工業用水道事業・地域振興事業ごとに以下を記載。																																									
1 経営の現状																																									
2 基本目標と事業執行方針																																									
3 事業計画																																									
4 数値目標及び年度目標の設定																																									
2 次期経営戦略の方向性																																									
経営戦略の策定に当たっては、今後の10年以上先を見据えた長期的な視点が求められるところ、現在、茨城県では水道事業の広域化に向けた検討の中で、2028年4月の市町村等との経営統合に向けた調整が進められている。																																									
このため、次期経営戦略については、経営統合のタイミングに合わせて、統合後の新たな体制による経営戦略を策定する。																																									
3 広域連携（経営統合）までの現経営戦略の取扱い																																									
現行の経営戦略については、計画期間が2024年度末までとなっている。																																									
各公営企業は、国から経営戦略の策定を求められているところ、2025年度から次期経営戦略策定までの期間については、数値目標など必要な修正を加えた上で、現行の経営戦略の期間を延長する形で対応する。																																									
4 策定スケジュール等																																									
有識者等で構成する「茨城県企業局経営懇談会」（委員長：藤田昌史 茨城大学教授）の意見等を聴きながら、現行戦略の期間延長は今年度中に、次期戦略については、広域化の検討状況を踏まえ、策定作業を進めていく。																																									
<table><tr><td></td><td>2015年度</td><td>・・・</td><td>2024年度</td><td>2025年度</td><td>2026年度</td><td>2027年度</td><td>2028年度</td><td>・・・</td><td>2037年度</td></tr><tr><td>経営スケジュール</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現戦略</td><td colspan="3">[Solid Black Bar]</td><td colspan="3">[Hatched Bar]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>次期戦略</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">[Solid Black Bar]</td><td colspan="3">[Solid Black Bar]</td></tr></table>			2015年度	・・・	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	・・・	2037年度	経営スケジュール										現戦略	[Solid Black Bar]			[Hatched Bar]						次期戦略				[Solid Black Bar]			[Solid Black Bar]		
	2015年度	・・・	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	・・・	2037年度																																
経営スケジュール																																									
現戦略	[Solid Black Bar]			[Hatched Bar]																																					
次期戦略				[Solid Black Bar]			[Solid Black Bar]																																		
(参考) 経営戦略とは																																									
各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。																																									
2014年8月に総務省自治財政局が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を発出し、各地方公共団体に対し「経営戦略」の策定を要請した。																																									

項 目	工業用水受水企業からの債務不存在確認請求に係る訴えの提起について																				
1 概要	需給契約の解約について協議を進めてきた県南西広域工業用水道事業の受水企業から、合意のないまま一方的に解約が申し入れられ、今般、同企業より債務が存在しないことの確認を求め、裁判所へ訴えが提起されたもの。																				
2 原告の概要	法人名：[REDACTED] (以下「原告」という。) 住 所：[REDACTED]																				
3 未収債権の状況	令和5年度下期分工業用水道損失補償金5,616,270円 + 延滞金 (R6年9月18日時点) 148,200円 (*)工業用水道損失補償金 工業用水道需給契約書において、受水企業は企業局との需給契約水量を保証するものとしており、企業局が需給契約水量を供給できる場合であって、受水企業が当該水量を受水できなかったときは、受水企業は引き受けることのできなかった水量の料金相当額を企業局に支払わなければならない。																				
4 提訴日	令和6年7月19日 (8月6日付で水戸地方裁判所から企業局あてに「原告から訴状が提出された」旨の連絡があった。) (参考) 経緯 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>昭和62年7月</td><td>原告との需給契約締結</td></tr> <tr> <td>令和5年4～6月</td><td>原告から解約について協議</td></tr> <tr> <td>令和5年8月</td><td>原告が解約申入書を送付 ※一方的な解約申入れであり企業局としては認められない。</td></tr> <tr> <td>令和6年1月</td><td>原告が水戸簡易裁判所に民事調停を申立て</td></tr> <tr> <td>令和6年3月</td><td>令和5年度下期分損失補償金を納入通知</td></tr> <tr> <td>令和6年6月</td><td>令和5年度下期分損失補償金を督促</td></tr> <tr> <td>令和6年7月</td><td>民事調停 不調</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>令和5年度下期分損失補償金を催告</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>原告が水戸地方裁判所に提訴</td></tr> <tr> <td>令和6年9月</td><td>答弁書提出</td></tr> </tbody> </table>	昭和62年7月	原告との需給契約締結	令和5年4～6月	原告から解約について協議	令和5年8月	原告が解約申入書を送付 ※一方的な解約申入れであり企業局としては認められない。	令和6年1月	原告が水戸簡易裁判所に民事調停を申立て	令和6年3月	令和5年度下期分損失補償金を納入通知	令和6年6月	令和5年度下期分損失補償金を督促	令和6年7月	民事調停 不調	同上	令和5年度下期分損失補償金を催告	同上	原告が水戸地方裁判所に提訴	令和6年9月	答弁書提出
昭和62年7月	原告との需給契約締結																				
令和5年4～6月	原告から解約について協議																				
令和5年8月	原告が解約申入書を送付 ※一方的な解約申入れであり企業局としては認められない。																				
令和6年1月	原告が水戸簡易裁判所に民事調停を申立て																				
令和6年3月	令和5年度下期分損失補償金を納入通知																				
令和6年6月	令和5年度下期分損失補償金を督促																				
令和6年7月	民事調停 不調																				
同上	令和5年度下期分損失補償金を催告																				
同上	原告が水戸地方裁判所に提訴																				
令和6年9月	答弁書提出																				
5 今後の対応	現在、顧問弁護士と協議を重ね、今後の弁論準備に向けた手続きを進めている。また、未収債権の支払いを求める反訴を速やかに行う予定である。																				

項 目	企業局の水道用水における ^{ピーファス} PFASの検査状況について
-----	---

1. PFASとは

- ^{ピーファス}PFASとは、^{ピーフォス}PFOSと^{ピーフォア}PFOAに代表される有機フッ素化合物の総称であり、発がん性など健康への影響が指摘されている。
- 人工的に化学生成された物質であり、独特の性質（撥水、撥油、耐熱、耐薬品等）を持つことから、泡消火剤や撥水剤、表面処理剤等に用いられてきた。
- 分解困難で残存性が高いため、地下水や河川水、土壌、生物体内等から検出されており、人体や生態系への影響が懸念されている。
- 水道水におけるPFOS及びPFOAについては、令和2年4月より水質管理目標設定項目として、暫定目標値が合算で50ng/L以下に設定された。

【飲料水に係る暫定目標値（単位：ng/L）】

国及び機関	PFOS	PFOA
日 本（2020）	合算で 50	
WHO（2022）	100	100

※ WHO：世界保健機関

2. 企業局における取組

- 企業局では、浄水過程において、粒状活性炭や粉末活性炭の使用によるPFASの低減に努めるとともに、県民に安心していただくため、検査結果をホームページに公表している。

【企業局の浄水に含まれるPFOS・PFOAの合算値（単位：ng/L）】

R5年度	R6年度				
(5月～3月)	4月	5月	6月	7月	8月
<2～10	<2～3	<2～5	<2～8	<2～6	<2～7

※ 平成23年の検査開始以降、企業局の浄水が目標値を超過したことはない。

- また、より効果的・効率的にPFASを除去する体制を整備するため、昨年4月、局内にワーキングチームを設置し、PFASの除去方法等の検討及び情報収集を開始した。

3. 国の動き

- 環境省において、水道水におけるPFOS及びPFOAに係る検査の義務化、目標値の設定等について議論が開始されたところ。